

# 長野県環境審議会議事録

日 時：令和6年5月31日（金）

午前10時00分～午前11時35分

場 所：長野県庁議会棟第1特別会議室

出席委員

新芝正秀委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、

大和田順子委員、奥村健仁委員、加々美貴代委員、清野みどり委員、

小林泰委員、下村喜隆委員、辻明子委員、宮原則子委員、村松敏伸委員、

池田博明特別委員代理、酒向貴子特別委員、武田正昭特別委員代理、

山崎敬嗣特別委員

以上 17 名

(会議冒頭出席 16 名)

長野県環境審議会議事録  
(令和6年度 第1回)

日時 令和6年5月31日(金)  
午前10時00分～午前11時35分  
場所 長野県庁議会棟3階第1特別会議室

司会	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度第1回長野県環境審議会」を開会いたします。</p> <p>本日の司会を務めます環境政策課企画幹兼課長補佐の山浦と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>本日、13名の委員の皆様にご出席いただきありがとうございますので、ご承知おきお願いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、県議会の役員改選により、1名の委員の方の交代がございましたのでご紹介させていただきます。中川委員に代わりまして奥村委員となりました。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、委員の出欠の状況をご報告させていただきます。都合によりまして、太田委員、梅田委員から欠席のご連絡をいただいております。また、打越委員からは、遅れて出席する旨のご連絡をいただいております。</p> <p>また、信太特別委員、八尾特別委員におかれましては、名簿に記載の出席者に委任をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして出席者16名で、過半数のご出席をいただいております。</p> <p>長野県環境基本条例第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、今年度最初の審議会となりますので、開会に当たりまして、諏訪環境部長より挨拶を申し上げます。</p>
諏訪環境部長	<p>皆さん、こんにちは。長野県環境部長の諏訪孝治でございます。</p> <p>本日は令和6年度第1回長野県環境審議会を開催いたしましたところ、梅崎会長をはじめ委員の皆様方につきましては、ご多用の中ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。</p> <p>開催に当たりまして、本県の環境行政について何点か申し上げたいと思っております。</p> <p>まず、ゼロカーボンに向けた取組についてでございます。</p> <p>昨年の11月に、長野県ゼロカーボン戦略を加速化していくための工程表ということで、ロードマップを作成いたしました。このロードマップに基づきまして、部局横断で現在取組を進めていると</p>

ころでございます。

まず省エネルギーの推進でございますが、事業活動温暖化対策計画書制度、それから省エネ診断等によりまして、事業者の脱炭素化、これを促すとともに、EVの普及に向けました急速充電器の設置促進、これを進めておるところでございます。

再生可能エネルギーの普及拡大でございますが、屋根ソーラーの普及に向けまして補助金や共同購入による導入支援、これを実施するとともに、普及啓発の強化にも取り組んでいるところでございます。

昨年度当審議会から答申をいただいた「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」でございますが、この4月より施行しております。適切な運用が図られるよう、現在取組を進めているところでございます。

それから現在、屋根ソーラー設置の標準化につきまして、新築住宅のZEH水準適合義務化の検討と併せて、これについても検討を進めておるところでございます。しかるべきタイミングで、当審議会のほうでご議論いただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に廃棄物の減量化、それから適正処理でございます。先月、環境省から1人1日当たりの一般廃棄物排出量の令和4年度の実績が発表されました。残念ながら、本県は前年度から2g増えまして802g、全国第4位という結果でございました。

ただ、この内訳を見ますと、事業系ごみについてはやや増加をしているところですが、生活系のごみにつきましては直近10年間で最も低い水準ということで、これも踏まえまして、現在排出量の比較的多い市町村へのヒアリングを実施しており、さらに対策を取ってまいりたいと考えているところでございます。

今年度から開始した過剰包装をやめる簡易包装の啓発をはじめ、食品ロス、それからプラスチックごみの削減についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日の会議事項でございますが、次第でお示ししてございますとおりの4件のご審議、それから1件のご報告をお願いしているところでございます。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

諏訪部長におきましては、公務のためここで退席とさせていただきます。

諏訪環境部

よろしくお願ひします。



これまでの取組の結果、野尻湖の水質は長期的には改善傾向にございますが、環境基準の継続的な達成には至っていない状況にございます。

このため第6期野尻湖水質保全計画の計画期間が令和5年度に終了したため、引き続き野尻湖の水質保全を図るために、今年度に第7期野尻湖水質保全計画を策定する必要がございます。

下に参りまして、3の「野尻湖を取り巻く状況、方向性」でございます。資料の4ページをお願いいたします。

資料の4ページは、これまでの水質に関して示してございます。CODは直近10年間で1.9mg/L、2.5mg/Lまで変動し、点線の環境基準の1.0mg/Lや水質保全目標値2.0mg/Lは達成していない状況にございます。

一方、水道の取水量がなくなるなど野尻湖の利用目的が変化したため、環境基準を令和5年3月に見直しまして、令和5年度以降は基準達成が見込まれております。

また、次のグラフになりますけれども、全りんでございます。りんにつきましては、環境基準程度まで水質は改善している状況にございます。

次に透明度でございますが、第5期計画から水質保全目標に追加し、目標の6.5m前後で推移している状況にございます。

次に5ページをお願いいたします。

5ページの(2)の「その他の目標」でございますが、こちらは下水道、農業集落排水処理施設等への接続、それから浄化槽の普及も進み、生活系、事業系の負荷は削減されつつあります。

次に、戻りまして3ページをお願いいたします。

3ページの下に流域図がございまして、こちらをご覧いただきますと、関川水系の野尻湖は、新潟県妙高市の焼山を源流とする関川や、野尻湖の北部を水源とする古海川をはじめとする11の河川から、揚水や自然流下により水が集められております。その水は、唯一の流出河川でございます池尻川に流れた後関川に合流いたしまして、新潟県を流下して日本海へ注がれております。

また、図の中の黒い矢印でございますが、発電に伴う河川から野尻湖への揚水、あるいは河川への排水を示しております。また揚水は農業用水確保の目的も兼ねておりまして、水位が年間で大きく変動する特徴がございまして。

Iが直接流域、II～Vが間接流域でございまして、流域全体の面積が、約185平方キロメートルと広く、山林や農地といった非特定汚染源から、特に降雨時に土砂とともに流入する負荷が多く、非特定汚染源からの負荷削減対策が課題となっているところでございます。

資料の1ページにお戻りください。

	<p>1 ページの一番下、四角の枠囲いになりますけれども、3の方向性でございます。このような、今まで申し上げた課題の解消に向けた対策を引き続き進める必要がございますして、環境基準を継続的に達成することにより、野尻湖の美しい姿を次世代に引き継ぐ、これを目的といたしまして、今回計画をお願いするものでございます。</p> <p>2 ページの(2)の「策定スケジュール」をお願いいたします。計画の策定に当たりましては、計画期間内の水質予測ですとか、あるいは具体的な施策の検討など、幅広い検討が必要となるため、水環境や陸水学など、専門とする学識経験者、地元関係者から成る野尻湖水質保全計画策定専門委員会の設置をお願いし、検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>案の策定に当たりましては、地域住民の皆さんをはじめ、広くパブリックコメントを行いまして、関係団体の皆さんから意見聴取を行いつつ、環境審議会に中間報告をさせていただきながら計画案を取りまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>ウェブ参加の皆様も、ご意見等ありましたらよろしくをお願いします。</p> <p>それではこちらから一つ。水質が改善されてきているようですが、まだりん等については少し基準を上回っているというようなご説明がありました。流域が山林や農地というところが多いというところでしたけれども、何かその具体的な対策については考えられているのでしょうか。</p>
是永水大気環境課長	<p>この点につきましては、今回また様々な関係部局からご意見をいただきながら対策について検討してまいりたいと考えております。とりわけ農地につきましては、環境保全型農業、これは国際基準でも決まっているということで、県内でも農政部局で推進しているところがございますので、そういった導入方策につきまして、ご議論をしながら進めていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>引き続きまして、大和田委員、どうぞ。</p>
大和田委員	<p>大和田でございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。</p>

	<p>す。</p> <p>前にも諏訪湖のときにご意見を申し上げたと思うんですが、世界湖沼会議にも参加されたりしていると思いますが、生物多様性の観点をぜひ盛り込んでいただきたいということです。県としてOECMについてどのように考えていらっしゃるのかというところもお聞きしたいんですが、そういった自然共生サイトに該当するかどうかは分かりませんが、例えば、魚がおりますね。いろいろな生き物と書いてありますけれども、漁業ということはないのかもしれませんが、レクリエーションはされているように思いますので、外来魚もいるわけですが、その対策ですとか、そういう生物多様性の観点をぜひ計画の中に盛り込んでいただきたく、ご検討いただければと思います。</p> <p>いつも想定しているのは琵琶湖のことですね。比較しながらいつもお話ししているんですけども、よろしく願いいたします。</p>
<p>是永水大気 環境課長</p>	<p>ありがとうございます。ご指摘のとおり、野尻湖につきましては、水草がソウギョによりまして壊滅的な打撃を受けたということで、以前ホシツリモという非常に希少な水草があったのですが、そういった水草自体は、やはり清浄な湖沼の象徴にもなりますので、そういった水草の復元の関係ですとか、生態系の多様性についても、特に力を入れて今回計画をつくっていきたいと考えております。</p> <p>この4月に諏訪湖環境研究センターが諏訪湖畔に開設されました。諏訪湖環境研究センターと銘打ってございますが、これは県内全体の河川・湖沼、野尻湖もターゲットにしておりますので、専門的見地からもそういった生物多様性、それからネットワークづくりをしっかりと進めていきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>大和田委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>大和田委員</p>	<p>すみません、この湖沼の関係ではないんですが、後のその他のところで結構ですが、OECM に対しての県の計画を最後にお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは、ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。 清野委員、どうぞ。</p>
<p>清野委員</p>	<p>清野です。よろしく願いいたします。 水質保全計画の策定の先ほど流出水対策のところでご質問を会長からいただいてご回答をいただいたんですが、農地の対策とし</p>



<p>梅崎会長</p>	<p>て、農政部などと協力しながら、エコファーマーの認定であつてり、信州の環境にやさしい農産物認証の取得、それから有機農業の導入などということで普及を図っていらっしゃると思うんですけども、参考資料の中にもあつたんですが、やはり消費者、この場で申し上げるかどうか分からないんですが、消費者にも、ぜひそういった農産物の購入によって野尻湖の水質保全がされるんですよということもきちんとお伝えいただきながら取り組んでいただくと、もちろん地域住民もですけども、私たち消費者の立場としても非常にいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ご回答はありますか。</p>
<p>是永水大気環境課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。やはり湖沼の水質保全というのは、行政、関係機関、地域の住民、これは消費者も含むわけですが、その方々と連携をしながら進めていかないといけないと思います。先ほどご指摘のございましたそういった作物につきましても、環境保全に準拠した農作物も必要がなければいけないということがございますので、農政サイドとも議論を重ねて、効果のある計画にしていきたいと考えております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>引き続きまして、武田委員代理、よろしく願いします。</p>
<p>武田委員代理</p>	<p>単純な質問で申し訳ないんですけども、4ページのCODのグラフで、年々増えている感じがするのですが、これは何が原因なのか分かるんでしょうか。</p>
<p>是永水大気環境課長</p>	<p>十分にこの原因が解析し尽くされているところまで行っておらないんですけども、この事業系の関係で、特に生活排水や工場との関係、こういった排水につきましても、湖沼法により上乗せ基準がかかっていますし、それから下水の接続率が向上しているということになりますので、おおむね8割方が非特定汚染源ということで、やはり農地、市街地、それから山林からの汚濁と考えております。</p> <p>なので、このCODを削減するためには、やはり非特定汚染源の対策を、先ほどお話のあつた農地も含めて考えてまいりたいと思っております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>よろしいですか。先ほど土砂とともに富栄養源が入ってくるということでしたが、それは何か洪水対策や崖崩れなどの斜面对策とも関わっているんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。</p>

<p>是永水大気 環境課長</p>	<p>特に山林ですと、森林ではどうしても落葉ですとかございまして、有機分がございまして。そういったものと土砂の流出も十分に考えられますので、なかなか難しいんですけども、抑制策といったものも、また林務の関係ですとか、関係する皆さんと議論を重ねて進めていきたいと考えております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ありがとうございました。 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 ほかに発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。本件につきましては、さらに専門的に検討していただく必要があると思われまふ。専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくことにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p> <p>&lt; 「異議なし」の声あり &gt;</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは、本件につきましてはそのように決定いたします。ありがとうございました。 続きまして、審議事項イ及びウですが、関連した議題であるため、説明及び質疑を一括して行います。 審議事項イ「鳥獣保護区等の指定について」は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 9 項及び同法第 12 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、当審議会の意見を聞かれていますものでございまして。 審議事項ウ「第 13 次鳥獣保護管理事業計画の一部変更について」は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条第 4 項の規定に基づき、長野県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に変更するに当たり、当審議会の意見を聞かれていますものでございまして。 それでは、幹事からの説明をお願いいたします。</p>
<p>塚平鳥獣対 策担当課長</p>	<p>森林づくり推進課鳥獣対策担当課長の塚平と申します。 資料の 2 をご覧いただきたいと思ひます。私のほうから、令和 6 年度の鳥獣保護区等の指定につきまして、説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。 鳥獣保護区等につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法に基づく鳥獣の保護を図るための区域を指定する制度でございまして。その指定等に際しましては、環境審議会の意見を聞くこととされておりますため、</p>

本日諮問させていただいたものでございます。

まず初めに、資料2の3ページ目をご覧くださいと思います。今回諮問させていただきます鳥獣保護区等の区域の位置からまずご説明いたします。左上から中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域、そして烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域、そして右下、尾玉町鳥獣保護区、そして諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の四つの区域でございます。

この鳥獣保護区等の区分でございます。2ページ目をご覧くださいと思います。下段の表の中の二つ目、鳥獣保護区です。「鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域」となります。そして三つ目の、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）、これは特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域で、長野県におきましては、農林業被害を軽減するために、ニホンジカ・イノシシの捕獲を促進する必要がある地域については、ニホンジカ・イノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定しております。狩猟期間中にニホンジカ・イノシシのみ狩猟を認める区域となります。

それぞれの区域の概要につきましてご説明いたします。1ページ目にお戻りいただきしたいと思います。今回諮問させていただく案件は、1の指定一覧のとおりでございまして、諏訪市の尾玉町鳥獣保護区の新規の指定、同じく諏訪市の諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の再指定で、安曇野市の中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の再指定、そして同じく安曇野市の烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）の再指定のこの4件でございます。

まず、今回新規指定いたします尾玉町鳥獣保護区についてでございます。現在の諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の一部を鳥獣保護区に移行するものでございます。この区域では、尾玉町住民が主体となりまして、小鳥と緑化の散策路を整備しまして、地域住民が野鳥観測や散策などに利用するなど、自然環境の保全や鳥類の保護意識が高い地域でございます。

また、尾玉町からは、鳥獣保護区への移行要望が上がっております。多様な森林から成り、特に鳥類の生息に適する森林環境が広がる地域でありますことから、現在の狩猟鳥獣捕獲禁止区域から鳥獣保護区に移行し、新規に指定するものでございます。指定面積は139ha、指定期間は令和16年10月31日までの10年間でございます。

諮問に先立ち、農林業関係者、関係地域住民、狩猟関係者等の利害関係者12名から意見を聞いておりまして、9名が賛成、3名が条件付賛成となっております。

その条件は、有害鳥獣駆除を実施する際の地域への事前周知の徹底や、指定後に鳥獣被害が発生した場合の関係者間での話し合い

の実施を要望するものでございまして、指定については賛同しておりますので、全ての利害関係者の賛同を得ております。

次に、二つ目の諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止(ニホンジカ・イノシシを除く)についてでございます。尾玉町周辺同様、多様な鳥獣の生息場所であるとともに、冬の渡り鳥の生息地となっておりますため、従来どおり鳥類の生活環境を保全していく必要があるところでございますが、一方で、ニホンジカの住宅周辺への出没や農作物の被害が継続して発生していることから、鳥類の保護を図りつつ、ニホンジカ・イノシシを除いて捕獲禁止区域に再指定することによりまして、農林業被害の軽減と、鳥獣の保護、その両立を図るものでございます。指定面積は145 ha、指定期間は令和11年10月31日までの5年間でございます。

なお、先ほど申しましたとおり、諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうち、尾玉町区周辺を鳥獣保護区に移行いたします。

また、この狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうち、尾玉町区周辺域の東側に位置しますゴルフ場や採石場の周辺の区域につきましては、本来の森林環境とは異なり、人為的に改変された土地利用が多くを占めておりまして、鳥類の生息環境としては必ずしも適している環境とは言えない地域でありますため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の解除を計画しております。

こうしたことから、諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域面積を縮小して再指定するものでございます。

諮問に先立ちまして、利害関係者19名から意見を聞いておりまして、17名が賛成、2名が条件付きの賛成でございます。条件が、有害鳥獣駆除を実施する際に地域への事前周知の徹底を要望するものでございまして、再指定については賛成していただいておりますので、全ての利害関係者の賛同を得ております。

次に、中房の狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ・イノシシを除く)でございます。当該地域の低山帯にはカラマツの人工林が多く、また、亜高山帯にはダケカンバ等の広葉樹が生息し、ニホンカモシカなどの大型獣や、キツネなどの中型獣が生息する地域でございます。

一方で、当該区域の下流域におきましては、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害が継続して発生しておりますため、ニホンジカ・イノシシを除いて捕獲禁止区域に再指定することによりまして、農林業被害の軽減と鳥獣の保護、その両立を図るものでございます。指定面積は1,992 haで、指定区域の変更はございません。また、指定期間は令和11年10月31日までの5年間でございます。

諮問に先立ち、利害関係者7名から意見を聞いており、7名全員から再指定に賛成との意見をいただいております。

最後に烏川の狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）でございます。

当該地域も低山帯にはカラマツの人工林が多く、亜高山帯には、ダケカンバ等の広葉樹が生育しまして、同様にニホンカモシカなどの大型獣、またキツネ等の中型獣が生息する地域でございます。

一方、当該区域の下流域におきましては、ニホンジカやイノシシ等による農作物被害が継続して発生しておりますため、ニホンジカ・イノシシを除いて捕獲禁止区域に再指定することにより、野生鳥獣の保護、生息環境を維持しながら捕獲圧を高め、農林業被害の軽減を図るものでございます。

指定面積は 1,004 haで、指定区域の変更はございません。指定期間は、令和 11 年 10 月 31 日間での 5 年間でございます。

諮問に先立ちまして利害関係者 6 名からのご意見を聞いており、6 名全員から再指定に賛成との意見をいただいております。

2 ページをご覧ください。指定のスケジュールでございます。2 の（2）にお示ししましたとおり、この後設置いただきます鳥獣専門委員会で、8 月の現地調査を含めまして検討いただきました上で、9 月の環境審議会にて答申をいただければと考えているところでございます。

続きまして、審議事項の次の項目です。「第 13 次鳥獣保護管理事業計画の一部変更についてご説明させていただきます。資料 3 をお願いいたします。

先ほど鳥獣保護区等の指定について諮問させていただきましたけれども、諏訪市の尾玉町鳥獣保護区の新規指定、また諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域面積の縮小に伴いまして、この 2 点について、長野県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の一部の変更を行うものでございます。

この鳥獣保護管理事業計画につきましては、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護管理事業の基本となる計画でございます。計画の変更にあたりまして、同法の規定により環境審議会に諮問させていただくものでございます。

なお、現在の 13 次鳥獣保護管理事業計画の計画期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

それでは、変更箇所についてご説明いたします。

資料 3 の 4 ページをご覧ください。4 ページの表のうち一番上でございます。今年度尾玉町鳥獣保護区を新規指定することにより、令和 6 年度に指定する鳥獣保護区を 1 件追加してございます。また、計画終了時の鳥獣保護区の箇所数が、93 か所から 94 か所へ増加し、面積も増加します。表の一番下でございますけれども、12 万 2,879 haに変更するものでございます。

<p>梅崎会長</p>	<p>続きまして、8ページをご覧ください。</p> <p>中ほどの表、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画でございます。諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、先ほどご説明しましたとおり、縮小した指定面積 145 haに変更するものでございます。変更箇所につきましては、以上でございます。</p> <p>この第13次鳥獣保護管理事業計画の一部変更までのスケジュールにつきましては、本日環境審議会へ諮問させていただきまして、鳥獣保護区等の指定と同様、この後設置いただきます鳥獣専門委員会で検討いただいた上で、9月の環境審議会にて答申をいただければと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。</p> <p>ウェブ参加の委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>辻委員、どうぞ。</p>
<p>辻委員</p>	<p>辻と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>鳥獣保護区、今回の実態のことですけれども、鳥獣保護区の目的が、鳥獣を保護するということがあると思うので、指定したことによって鳥獣の保護がどのように図られているか、調査した結果とか、データの蓄積というのがすごく大事だと思っています。</p> <p>もしその推移、種数であったり、いたけれどもいなくなってしまう種があったり、見られるようになった種があったりいろいろかと思うんですが、もし状況が悪化しているということだったら、もう少し保護区を増やしていくような検討も今後出てくるかと思うので、保護区によってどう環境が保護されているのかを把握されるような方策を調査していただきたいと思います。</p>
<p>塚平鳥獣対策担当課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見いただいたところですが、全県的なそういった鳥類、獣類の種の変動や量の変動をトータルで行っているようなことは現状はやっておらず、例えば、後ほどご説明します特定鳥獣保護管理計画で計画している保護すべき獣類の生息数ですとか、あるいは希少な動物等につきましては、そういったモニタリング体制はあるんですが、全体としての状況というのはやっていない現状です。</p> <p>ただし、例えば野鳥の変化ですとか、鳥類の変化ですとか、そういったものは引き続き私どもとしても確認していく必要があるかと思っておりますので、例えば、この後設置いただきます専門委員</p>

	<p>会の中には、野鳥の会の方も入っていらっしゃると思いますので、そういった専門家の方のご意見をお聞きしながら、必要に応じて鳥獣保護を図っていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>辻委員、よろしいですか。</p>
辻委員	<p>どうもありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにも発言がないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われます。先ほど幹事から説明があったとおり、専門委員会で調査検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>&lt; 「異議なし」の声あり &gt;</p> <p>それでは、本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、審議事項エ、知事から本審議会に諮問がありました第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の一部変更でございます。</p> <p>本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を変更するに当たり、当審議会の意見を聞かれているものでございます。</p> <p>それでは、幹事からご説明をよろしく申し上げます。</p>
塚平鳥獣対策担当課長	<p>引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の一部変更につきまして諮問させていただきに当たりまして、説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず、このツキノワグマ保護管理計画の一部変更に至った経緯につきまして、説明させていただきたいと思っております。</p> <p>初めに、資料の4-2をご覧くださいと思います。</p> <p>ページをおめくりいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。上段に記載してございますように、昨年10月に発生いたしましたツキノワグマが原因と思われる死亡事故を受けまして、長野県におけるクマ対策の課題や対応策などのご意見を広</p>

くお聞きするため、長野県ツキノワグマ対策あり方検討会を設置いたしました。

下段の検討経過にありますように、4回にわたりご議論いただきまして、クマ対策の方向性をご提言いただき、その提言を基に、3月に資料4-2の対策案を取りまとめたところでございます。

なお、中段の検討委員にありますように、今回一部変更を諮問させていただいておりますこの第5期ツキノワグマ保護管理計画の当初の計画策定に携わっていただきました特定鳥獣保護管理検討委員会の委員の皆様と、あと市長、村長に加わっていただいております。ご議論いただいたということをご報告させていただきます。

それでは、あり方検討会での議論及び対策案の内容のうち、ポイントをご説明したいと思います。

この資料の4ページをご覧ください。下段のグラフでございます。長野県におきましては、大量出没年を除いた年の平均値では、8月が目撃のピークとなりました。一方で、大量出没年では、9月が目撃のピークになり、冬眠前の11月まで、目撃、それから人身被害が多い状況が続きます。

5ページをご覧ください。(3)「出没要因」です。昨年の東北地方を中心としたクマの大量出没は、冬眠前のクマの主要の食べ物の一つ、ブナの凶作が影響したと言われております。

長野県におきましても、過去の出没状況とブナなどの堅果類の豊凶を比較したところ、ブナの凶作の年はクマの出没が多いということが確認されました。冬眠前の食べ物が不足した結果、秋の行動圏が拡大され、里地への出没が増加した可能性が指摘されております。

また昨年度は、全県では並作下で、全県的な大量出没の可能性は低いと予測されましたが、北信地方のブナの凶作が影響し出没が多くなったものと推察されます。

このように堅果類の豊凶程度、それに加えて地域ごとの豊凶具合、そういったものがクマの里地への出没と偶発的な人身被害の発生に関係してまいります。

それでは、資料の4-1をご覧ください。こちらで、対策案の概要、全体像をまずご説明したいと思います。

まず、標題の下に記載しましたのが、新たなクマ対策を検討する上での基本的な考え方でございます。

一つ目は、「人とクマとの緊張感ある共存関係の再構築」、これは現行のクマ保護管理計画の目標、これを掲げたものでございます。二つ目の「効果的な防除対策と問題個体の捕獲による里地での人身被害の防止を目指して」、これはあり方検討会の中で繰り返し議論された重要な視点をまとめたものでございます。

そして、対策案でございますけれども、記載の六つの項目で提案



されました。

①は、実態把握・モニタリング強化でございまして、堅果類豊凶調査の精度の向上などに取り組んでまいります。

②の人とクマのすみ分けの徹底では、ゾーニング管理の導入促進や、効果的な防除対策の推進、また、効果的な学習放獣の普及、錯誤捕獲を減らす取組強化などに取り組んでまいります。

③では、判断基準の明確化による市町村対応の迅速化を掲げました。これは、市町村長に捕獲許可権限を移譲してございます人身被害のおそれが非常に高い場合の緊急捕獲などにつきまして、市町村での判断が迅速にできますようマニュアルを改訂し、判断基準の明確化に取り組むものでございます。

次のページをご覧ください。④大量出没時における人身被害防止対策、こちらでは、ドングリなどの堅果類の凶作でクマの大量出没が予測される場合に、警報を発出するなど、県民等への効果的な情報提供、注意喚起を行うとともに、学習放獣の一時休止など、対応の強化に取り組むものでございます。

この④につきましては、後ほど詳細を説明いたします。

そして⑤の野生鳥獣被害対策チーム等、クマ対策推進・連携体制の強化では、警察署等関係機関との連携体制構築や隣接県との連携、また、クマ捕獲に携わる担い手の育成などに取り組んでまいります。

また、⑥にありますとおり、引き続き国の動向を注視するとともに、国の対策を県内でも活用してまいります。

そして、今ご説明した対策のうち④大量出没時の捕獲を含めた対応の強化策でございますけれども、こちらは現行のクマ保護管理計画に記載のない内容も含んでおりますため、計画の一部変更をお願いするものでございます。

それでは再び資料の4-2をご覧ください。対策案でございます。大量出没時の人身被害防止対策について、もう少し説明させていただきたいと思っております。

16 ページをご覧ください。

(4) 大量出没時における人身被害防止対策の①出没状況に応じた対応の必要性でございます。このうちの3ポツ目をご覧ください。「一方で、秋期の主要な食べ物である堅果類が凶作の場合は、冬眠前に十分な栄養をとる必要があるため、警戒心を抑えて里にある柿などに餌付いてしまい、繰り返し出没してしまう」「また、多くのクマが同様に食べ物を求めて広範囲を移動するため、大量出没が引き起こされることが指摘されていること。そしてその結果、人との不意の遭遇機会が増加し、人身被害のリスクが非常に高まってしまうこと。こうしたことから、大量出没時は平常時と異なる対応が必要な状況であることを、県民に分かりやすく伝えるた

め、熊の出没状況等に応じた注意報や警報を発出する仕組みを構築する必要があると考えております。

具体的には、②「ツキノワグマ出没注意報」の発出により、県民等への注意喚起を行うとともに、錯誤捕獲の防止措置を要請してまいります。

また、③の「ツキノワグマ出没警報」では、堅果類の豊凶調査により大量出没が予測された場合は、警報の発出により県民等への注意喚起を徹底して行うとともに、錯誤捕獲の防止措置を強く要請してまいります。

また、警報の発出は、堅果類の豊凶具合が地域ごとで異なるため、対象地域、それから発出期間を指定して行ってまいりたいと考えております。

加えまして、里地での人身被害を防止するため、里の食べ物を求めて問題個体化した危険個体につきましては、次の強化した対応を取ってまいりたいと考えているところです。

対応強化策の一つ目、④学習放獣は、効果が期待できないため一時休止でございます。クマの生息域に堅果類等の食べ物がなく、つまり学習効果が期待できない状況でございます。放獣しても里地に再出没する可能性が高い状況です。市町村の意向を尊重して検討した上で、学習放獣を一時休止したいと考えております。

もう一つが、⑤里地周辺でくくりわな等により捕獲された危険個体の緊急捕獲でございます。これは、里地周辺に設置したシカ等のわなに捕獲される個体というものは、クマの生息域に堅果類等の食べ物がいないために里地まで活動範囲を広げて出没した可能性が高いこと、また放獣しても、もともとの生息域に食べ物がいないため、里地に再出没する可能性が極めて高いと考えられること。

また、錯誤捕獲防止措置を行ったにもかかわらず、シカ・イノシシのわなに捕獲されるクマというものは、里地の食べ物への執着心が相当に高まっているとともに、警戒心の薄れた潜在的に出没率が高い個体になっていると考えられること。加えて、当該個体の放獣作業におきましても、非常に危険性が高くなっていると考えられます。

このため、警報が発出されている期間、地域におきましては、人身被害の危険性が高まり、緊急的な対応が求められますことから、里地周辺で捕獲された危険個体については、緊急捕獲、この緊急捕獲というのは県の条例に基づき捕獲許可権限を市町村長に移譲してある制度でございますけれども、その対象としたいと考えておるところでございます。

⑥の捕獲上限頭数の引上げにつきましては、現行計画に基づき対応するものでございます。

これまでの経過、それからあり方検討会での提言、そしてそれに

基づく対策案の説明は以上でございます。

それでは、資料の4-3をご覧くださいと思います。

一部変更のスケジュールについてご説明いたします。本日諮問させていただき、いただいたご意見と、来月実施しますパブリックコメントでのご意見を、特定鳥獣保護管理検討委員会、それからツキノワグマ専門部会でそれぞれ検討させていただきます。

検討結果を変更案としまして次回の審議会にお示しし、答申いただきまして、ツキノワグマ保護管理計画を一部変更したいと考えておりました、今年度はどのような状況になるか分かりませんが、仮に堅果類の凶作、また、大量出沒になるとも限りませんので、人身被害の防止に向けまして、秋以降の大量出沒に備えた対応を取れるようにしたいと考えております。

それでは、次に資料4-4をご覧ください。

第5期ツキノワグマ保護管理計画の一部変更の素案でございます。先ほど申しましたとおり、特定鳥獣保護管理検討委員会の委員による検討を重ねた結果、今回の計画変更に至ったものでございますため、本日は素案をお示しする形で諮問をさせていただくものでございます。

まず、1ページ目をご覧ください。この「はじめに」の部分でございますけれども、令和5年度の状況等を追加いたしました。なお、変更した部分を赤字で記載してございます。以降、赤字部分は同様に変更した部分でございます。

少しページをめくっていただきまして6ページ、7ページをご覧くださいと思います。クマの出沒状況につきまして、令和5年度の状況を加えて時点修正を加えております。

それから8ページ、9ページのグラフを含めてございますけれども、捕獲状況につきましては、これも時点修正をしております。

それから、10ページをご覧ください。人身被害の発生件数でございます。これは、数字的なものは時点修正するとともに、昨年度の死亡事故につきまして、出沒要因である堅果類の凶作について追記しているものでございます。

それから、11ページの表、数字につきましても、時点修正をしております。

12ページの農林業被害につきましては、被害額が把握できております直近の令和4年度の状況につきまして追記しております。グラフも時点修正をしております。

13ページ、狩猟者の現状につきましても、グラフの時点修正をしております。この13ページの中段以降、「7計画の目標」、それから基本的な計画、これを記載してございますけれども、この部分につきましては、今回変更はございません。

続きまして、少し飛びまして17ページをご覧ください。「9具

体的な方策と管理方針」の項目、(1) 生息環境対策について記載してございます。

少し飛んで20ページ、被害管理と予防対策を記載してございますが、こちらの項目につきましても、今回変更は加えてございません。

少しまた飛んでいただきまして23ページをご覧いただきたいと思います。(3) 個体の管理でございます。この個体の管理の項目から変更が加わってまいります。

具体的な部分で申しますと、30ページをご覧ください。中段の④学習放獣でございます。下に「ただし、⑧のウの場合を除く」と追記いたしました。学習放獣につきましては、先ほど説明した警報発出時の学習放獣の一時休止、この場合を除くとしたものでございます。

それでは31ページをご覧ください。下段からでございます。⑧大量出没時の対応でございます。こちらがあり方検討会からの提言、また新たな対策案を基に加筆した部分でございます。加筆してある内容につきましては、先ほど対策案でご説明しました大量出没時の対応と同じでございますため、説明は省略いたします。

なお、32ページの下段、エのところ、「里地周辺に捕獲された危険個体に対する緊急時の特例処理」という表現を用いております。この緊急時の特例処理というのは、この計画で使っている表現でございまして、先ほど説明した市町村に権限移譲してございまず緊急捕獲、これと同じ意味でございます。

次に39ページをご覧ください。「11 人身被害防止に向けた取り組み」の項でございます。中段に(3)警報等の発出を追記してございます。人身被害防止の取組としまして、注意喚起を徹底して行う旨を記載してございます。

なお、この警報等の発出のうち、注意報の発出につきましては、効果的な計画手段だと私ども考えておりまして、それは現行の保護管理計画の趣旨を逸脱するものではないと考えておりますので、今年度におきましても、今後の夏場の出没状況に応じて遅滞なく発出していきたいと考えているところでもございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

打越委員、どうぞ。

打越委員

ありがとうございます。遅刻参加で申し訳ありません。ツキノワ

塚平鳥獣対策担当課長	<p>グマの大量出没、全国的にもだいぶ騒動にはなっているところですが、一つ伺いたいのが、この新たな対策に関しての警報の出し方とか体制に関して、対策あり方検討会で4回検討していただいているんですね。この議事録というのは一般に読むことができるでしょうか。あるいは私たちは読ませてもらえるでしょうか。</p> <p>あり方検討会の内容につきましては、公表で開催してございましたものですから、議事録は特に整備はしていない状況でございます。公表でやらせていただいたということで、整備はしていないというところで、申し訳ないと思っています。</p>
打越委員	<p>すみません、公表でやったから議事録がないというのは、どういう意味ですか。会議をやったら、議事録というのは基本的取るものかと思うんですけれども。</p> <p>なぜこれを聞いたかと言いますと、今のご説明を聞くと、やたら緊急性を騒いでいる、もちろん人身事故はあってはならないことですし、今、全国的に、例えばクマが場合によっては人間の遺体を食べてしまうという事件が出てきていますので、危険については十分考えなければならぬんですが、例えば大量出没のときだって、動物の行動というのは、いつどうこうしてくるかというのはそんなに的確に予想できるものではない、どこに出没するかも分からないものだと思うんですね。</p> <p>それに対して、システムとか形を整えて、まるでこれだけ行政はやりましたというための仕組みのように、何となく聞こえてしましまして、一番大事なのは、やはり常日頃からの地道な普及啓発であるとか、確かにやたらくくりわなとか多く設置しないほうがいいというのはもちろんそのとおりですが、何かものすごく特別扱いなものをいきなり導入したように私には見えてしましまして、だからこのあり方検討会で、例えば誰が賛成し、誰が反対しというのがきちんと見えないと、上位のこの審議会で正確に賛成反対の意見を出せないなと思しまして、議事録なり何なりを知りたいと思ったところですが、それは取ってはいないということですか。</p>
塚平鳥獣対策担当課長	<p>はい。あり方検討会の中では、内容につきましては、委員の皆様全員からご賛同をいただいた上でご提言をいただいたということをおし添えたいと思っております。</p> <p>打越委員からご指摘いただいたとおり、クマの行動につきましては、やはり野生の動物ということもあり、確実な動き・行動というものを推し量るのは難しいと思っております。</p> <p>検討会の中でも、かなり時間を割いてご議論いただいた部分が、資料4-1の②に書いてあります「人とクマとのすみ分けの徹底」</p>

の部分でございます。効果的な防除対策、これを常日頃からやっていくことの必要性、そういったものは委員の皆様方から多くいただいたご意見でございまして、そういったものは反映させていただいているところでございます。

一方で、ツキノワグマの行動として、一番困るのは住宅街・里地に大量に出没してきてしまう、そういった山の中のえさの状況という部分だと考えております。人身被害をなくすといったことを目標に鑑みれば、そういった大量出没時の対応というものは必要ということで、ご賛同はいただいて、ご提言いただいたという状況でございます。

議事録の点につきましては、まだ整備はしていないんですけれども、今後は整備するようにはしていきたいと思っております。

打越委員

ありがとうございます。幾人かの委員の方には、実際にどんな議論であったのかはお聞きしてみようと思っております。やはり全員が最終的にはここが妥協点として納得なされたのだとしても、これだけ争点になっていて、恐らく賛否が分かれるであろうテーマを、何となく丸まったとして全員が賛同したと言われるだけで、それでいいですねと唯々諾々と飲める話でもないかなと思うので、私個人的に、では幾人かの委員さんに話を聞いてみるようにしようと思っております。

ツキノワグマのほうはここだけですが、一つだけ、先ほど遅刻で参加して言えなかった 13 次の鳥獣保護管理事業計画のほうですが、丁寧にまとめていただいてあると感じまして、特に動物の最後致死処置することに関して、動物の苦痛と作業者の心理の両面に配慮する一言が入っていたのはありがたく思いました。

あと、13 次のほうでツキノワグマの錯誤捕獲のことが書かれていましたが、錯誤捕獲でつらい思いをするのはツキノワグマ以外もありますので、錯誤捕獲全般を減らしていくために現場の対応を求めるといった姿勢でいたいと思っております。以上です。

梅崎会長

ありがとうございました。  
引き続き、宮原委員、どうぞ。

宮原委員

お願いします。資料4-4の一番最後のページの一番最後の説明のところにあった出沒警報の発出ということに関してです。私が住んでいる東御市でも、時々目撃情報が出たりします。今朝の報道では群馬県の安中市で、家の中にクマが入ってきて老夫婦が大けがを負ったということでした。

私たち住民の間では、山に入るときにはこれからはクマに気をつけなければいけないということがお茶飲み話で出ています。

	<p>そして、クマの住んでいるところに入ってきた自分たち人間も悪いんだから、見たらすぐ殺せとかではなく、クマとの共生を目指していこうという気持ちを持つ方たちが多いように思います。今回の資料では「できるだけ早く住民に伝わるよう、市町村は出没警報を発出する」という表現になっていますが、私もできるだけ速やかに発出することで大きな被害防止効果が得られるのではないかと思います。発出に際しては、例えばLINE を使うことなど、すぐに伝わるような情報伝達のあり方にも具体的に言及していただけたら、より実効性が高まるのではないかと思います。以上です。</p>
梅崎会長	<p>何かお答えよろしいでしょうか。</p>
塚平鳥獣対策担当課長	<p>ありがとうございます。地域住民の皆様への注意喚起につきましては、39 ページの部分県民や観光客への注意喚起という部分で記載してございますけれども、折に触れ、市町村の皆様に対しましても、メールですとか、行政無線ですとか、そういった市町村の広報媒体を通じて注意喚起していただくようお願いしてまいりたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>引き続き、酒向特別委員どうぞ。</p>
酒向特別委員	<p>環境省の酒向です。今の宮原委員のことにも関連するんですが、このクマの出没注意報や警報を解除するときの基準というものを検討されているようでしたら教えてください。以上です。</p>
塚平鳥獣対策担当課長	<p>警報の解除につきましては、先ほどの資料4-2の4ページの下グラフでお示しましたとおり、青い1点破線で、大量出没時の目撃件数をグラフ化したものがございますが、大量出没時というのは9月に急増しまして、10月11月ぐらゐまで出没が多く続きます。大量出没年の傾向はこのような形になっておりますので、冬眠前、11月頃が警報の解除の目安になろうかと考えております。</p> <p>注意報につきましては、出没の状況ですとか、人身被害の状況に応じて発出するものでございまして、現状では、出没状況が落ち着くというような傾向が見られた時点での解除というものを検討しております。</p>
梅崎会長	<p>酒向委員、よろしいでしょうか。</p>
酒向委員	<p>ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご意見等ございますでしょうか。</p>

<p>辻委員</p>	<p>辻委員、どうぞ。</p> <p>3点ありまして、1点目は資料の4-2の3ページ、県内の生息状況という表があって、それについて、表1のすぐ下に文章で「過去の推定生息数の比較では増加傾向となっている」とあるんですが、表の数字を見る限りでは、確かに中央値は3,600、3,900、7,200となっていますが、推定値のばらつきを見ると2,000~7,000というところから400~15,000、2020年は3,800~10,000という形で、調査年ごとに調査手法と精度にばらつきがありということもそのすぐ後ろに書いてあるので、増加傾向となっていると断定はできないんじゃないかなと、この表現をもう少し断定しない表現にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>2点目は、今回の大量出没時の緊急対応の部分で、排除地域への出没であったり、大量出没年の錯誤捕獲について緊急対応した場合に、なぜそこに出没したのか、大量出没年だから出没しているという結論ではなくて、なぜそこに来たのか、誘引物質がどういうふうにあったのかとか、出没した原因をきちんと把握していかないと、結局誘引物質がそこにあるままだったら、1頭排除してもやはりまた来る原因になってしまうと思うので、市町村権限での緊急対応の場合など、事後でもいいかと思うので、専門家の検証、出没の原因究明とか、そういうところをしっかりと、データを蓄積して今後の対策に生かすということをしていただきたいと思います。</p> <p>3点目は、くくりわなについてです。今すごくシカの捕獲のために、どちらかというともう銃猟よりはくくりわなが主流になっているようなことをいろいろな方からお伺いしているんですけども、やはりくくりわなというと、どうしてもクマだけでなく、ほかのカモシカであったり中型のタヌキとかテンとか、そういった狩猟対象でないような、狩猟の目的ではないような動物も捕ってしまうというところもあると思うので、ICT技術がどんどん盛んになっているので、そういったところを進めていただくように、シカが捕れなくてほかの動物がいっぱい捕れてしまうわなは移動するとかそういったこともしているんで、クマについても、ここに設置すると同じクマが何度もくくりわなにかかってしまうみたいなことも聞いていますので、そういった場所は移動するとか、そういう対策を進めていただきたいと思います。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>回答よろしくお願ひします。</p>
<p>塚平鳥獣対策担当課長</p>	<p>推定生息数につきましては、ご指摘の部分でありますけれども、ここにつきましては、正確な生息数をより正確な形で推定してい</p>



	<p>くということが大事だろうと思っておりますので、その点と併せまして検討したいと思っております。</p> <p>また、出没後の対応でございますけれども、県がお願いしておりますクマ対策員さんなどに、現場に入らせていただきまして、繰り返し出没があるということはあり方検討会の中でも委員さんから出された意見でございます。その点にしっかり対応していかないと、クマの出没の人身被害は防げないと考えておりますので、その点はしっかりやっていきたいと思っております。</p> <p>くくりわなにつきましては、ICT 技術、センサーカメラ等を通じてあらかじめ動物の行動を把握するという手法、それから、シカを誘引しやすくする、そういったえさを用いた捕獲手法など、様々なものが、今、開発、提唱されておりますので、そういったものをしっかり普及していきたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご質問等ございますか。それでは私のほうから。いわゆるドングリ、堅果類の量が出没数に関係しているというお話でしたけれども、この調査、もしくは予測というのは、何月ぐらいにまとめられるんでしょうか。</p>
塚平鳥獣対策担当課長	<p>ドングリ・ブナなどの堅果類、それが実するという状況を把握できるのが大体お盆明けぐらいでございます。県の地域振興局の職員がその調査木のところまで行って、どれぐらいなっているかどうかを目視で確認してくるんですけれども、昨年は豊凶の結果というものを発表したのが9月の下旬でございました。分析等に相当の時間がかかるといったこと、取りまとめですとか。ただ9月になりますと、大量出没年につきましては出没が多くなりますので、そこをなるべく早く調査、それから取りまとめ、分析ができないかということを検討してまいりたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>ご質問しましたのは、資料4-2の17ページに、参考として注意報と警報の発出基準というものが示してあります。警報のほうに堅果類の予測が入っているんですが、もしこれが少し早く出れば、注意報の方でなるべく早く出したほうがいいのではないかと思います。堅果類で注意報を出すということは、要するに目撃がある場合よりも早く注意報を出すことができればいいのではないかと思います。ということでお聞きしたんですけれども、やはり堅果類の予測は遅いということですか、遅いというのは、調査・予測が実際の出没に間に合わないということです。</p>
塚平鳥獣対	<p>そういう形にならないように、なるべく早めに調査・取りまと</p>

策担当課長	め・分析というものを行う中で、しっかりとした注意報・警報による県民の皆様への注意喚起につなげていきたいということで、今準備・検討しているところでございます。
梅崎会長	そういう意味では、注意報にこの堅果類のほうが入ってもいいかと私は思いますけれども、ご検討をお願いいたします。
塚平鳥獣対策担当課長	分かりました。
梅崎会長	引き続きまして、打越委員、どうぞ。
打越委員	<p>ありがとうございます。一つ質問したいことと、お伝えしたいことが一つあります。</p> <p>まず、この注意報や警報の地域を区切って出すと、地域を指定して注意報や警報を出すということですが、この地域の範囲をどのようにするのかというのが、粗雑に出すと、例えば佐久地域全体と言われたら、たぶん軽井沢では一生懸命学習放獣をやっている団体が被害を防いでいるのに、佐久地域全体で学習放獣は一時停止と言われると軽井沢はそれをやるなという話になってしまいます。</p> <p>ですので、その地域の指定のあり方次第で市町村ごとのやり方を縛るといえるか、そういうことになってくるんじゃないかというのが気になりました。</p> <p>先ほど警報を出した後にいつ解除するのかということがありましたけれども、その期間であるとか、エリアを限定するのをきちんとなしないと、ただ大量出没だ、わあ大変だ、県民みんなこれでクマを捕獲するぞというただのアピールになってしまうというのがすごく気がかりなのが1点、そこを地域の限定がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>もう一つ、先ほど会場からのご意見もありましたけれども、いろいろな人身事故であっても、出没や目撃の情報を、大量出没だから事故が起きた、大量出没だから目撃が増えたというだけではなくて、必ず個々の現場に理由があるはずで、そこに誘引物があったり、あるいはそれこそ例えばラジオとか鈴も持たずに山中に入ったりというふうに、実は個々の現場にも理由や責任があるだろうと思いますので、大量出没だからこういうふうにしますという単純な話ではやはりないというのがすごく気がかりです。</p> <p>大量出没時に行政側として注意報も出して警報も出して、これだけやっていますというアピールも大事かもしれないんですけども、人身事故を防げるかどうかは、どれだけ県が頑張るかとか、</p>

あるいは別に県が怠慢だから人身事故が起きるのではなくて、やはり一つ一つの現場に理由や責任があるということを明示すべきではないかと思えます。

行政側からしてみれば、一つ一つの現場に理由がある、責任があるというのは言いづらいことかもしれませんが、何も行政が怠慢だから人身事故が起きるわけではないと私は思いますので、そういう意味では、大量出沒のときにはこれだけ体制を整えてこういうふうにやりますというパッケージをそろえることをあまりにアピールすればするほど、何か堅苦しくなって、臨機応変な対応ができなくなるのかなというのが気がかりです。以上です。

梅崎会長

お答えよろしくお願ひします。

塚平鳥獣対策担当課長

先ほどの地域の特定の仕方、限定の仕方という質問につきましては、先ほど説明した堅果類の豊凶調査と連動してくるものだろうと考えております。

例えば、ブナの実りが少なかった地域はどの辺りなのかですとか、そういったところを少し細かく見る中で、どの範囲を警報の対象にするか、これは専門家の皆様のご意見を聞いた上で決定してまいりたいと考えております。

また、後段のご意見の部分につきましてもありがとうございます。いただいたあり方検討会、それから対策案の中では、やはり大量出沒だけを強調するというよりは、むしろ資料4-1に記載しました六つの柱全体で取り組んでいかないと、やはり人身被害は防止できないだろうと考えております。

特に出沒時の原因の解明と、地域の方への普及啓発、防除対策のお願いといったものは非常に重要な取組になってこようかと思っておりますので、その点につきましては、大量出沒であろうとなろうと、日頃から進めて行きたいと考えているところです。

打越委員

ありがとうございました。そういう地道な取組こそが大事だと思っておりますので、あまりここだけにメディアなんか騒いでクローズアップされないようにというふうに思っています。以上です。

梅崎会長

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに関言がないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われまふ。幹事からの説明にありますように、特定鳥獣保護管理検討委員会において、調査・検討を行い、検討結果

を本審議会にご報告いただいた上、再度審議いただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

梅崎会長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。

審議事項は以上となります。引き続き、次第の(2)その他に移ります。アの温泉審査部会についてでございます。

温泉審査部会は、長野県環境基本条例第31条の規定により、当審議会に設置されているものです。同条例において、温泉審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。平成24年度の審議会において、報告事項として取り扱うこととしているものです。

まずは、本件について従来と同様の取扱いとすることによりよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

梅崎会長

ご意見がないようですので、従来と同様の取扱いといたします。昨年度の温泉審査部会の審議状況について報告していただきます。

それでは、幹事から報告よろしくお願いたします。

薬事管理課  
齊藤企画幹

皆様お疲れさまでございます。私は温泉法を所管しております健康福祉部薬事管理課の企画幹兼課長補佐兼薬事温泉係長の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。温泉審査部会の事務局を兼務しております。着座にて失礼いたします。

それでは、令和5年度の温泉審査部会の審議状況についてご報告申し上げます。資料5をご覧ください。

会長からもご説明があったのですが、温泉審査部会は温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置され、温泉法による土地掘削、動力装置などについて、知事からの諮問に基づき調査・審議を行っております。

条例により、温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができるとされていることから、昨年度1年間の部会の決議状況を審議会に報告させていただくものでございます。

委員は2に記載のとおりでございます。信州大学理学部の齋藤教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、水質、地質、地熱発電などの専門家に加えまして、温泉利用施設の管理者など、現在8名で構成されております。

令和6年1月20日に改選を行いまして、8名のうち、新任委員は4名、継続の委員が4名でございます。

続きまして、3に記載のとおり、令和5年度は6月8日、9月13日及び2月13日の3回開催をいたしました。

次ページをご覧ください。

4の審査及び行政処分の件数ですが、温泉法第3条による土地掘削許可については、新規の申請が6件あり、許可答申といたしました。そのうち3件は地熱開発のための構造試錐井の掘削でした。

次に、温泉法第11条による増掘、または動力の許可でございますが、増掘について1件、動力装置について3件の申請がありました。増掘につきましては、温泉湧出路の拡張・深度の増加など、湧出量を増加させる場合に必要とされるところでございます、許可答申としたところでございます。

また、動力装置につきましては、温泉をくみ上げるために水中ポンプなどの動力装置を設置する場合に必要とされるところでございます、こちらも許可答申としたところでございます。いずれも地域については5にお示ししてございます。

以上、説明した事項以外には、審査案件等ございませんでした。以上ご報告申し上げます。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願います。ウェブ参加の皆様もよろしいでしょうか。

それでは、以上幹事からの報告ということでご承知お願いしたいと思っております。ありがとうございました。

以上、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて何かご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ。

是永水大気  
環境課長

水大気環境課の是永でございます。先ほどOECMのご意見をいただきました。これにつきまして、OECMの考え方というのは保護区域以外も生物多様性を保全していくということで、この考え方、理念というのは非常に重要なことと考えております。

そういった中で、この考え方も取り入れながら、この野尻湖につきましては、国立公園の第3種区域ということなので、保護区域にはなっているのですが、こういった水辺の生物多様性というのは本当に本県にとっても重要な宝だと考えておりますので、自然公園以外の地域につきましても、生物多様性についてしっかり議論しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

梅崎会長	よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問等ございますか。大和田委員、どうぞ。
大和田委員	OECM の件ありがとうございます。昨年度、長野県では5か所認定されていると思いますけれども、企業関係が4件で、あと広域な地域が1件あったと思いますが、県として全体にどのような方針で、どういうふうに推進していくのか。もちろん既に30%以上保全されていると長野県の場合は思うのですけれども、とはいえ、都市部に比べるとまだまだ自然の多いところなので、きっちり保全していくことによって長野県の価値を高めていくと、そういったこともできると思いますので、今年度初めてですけれども、今年度の審議会の中で生物多様性に関する議題のときは、ぜひその方針等についてもお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いたいと思います。
梅崎会長	よろしいでしょうか。辻委員、どうぞ。
辻委員	ツキノワグマの資料ですが、頂いた後にまだ読み込めていなくて、パッと見ていて気になる点があったので、この委員会の時間の中でその点をまとめられそうにないので、後日ご連絡してもよろしいでしょうか。
梅崎会長	1週間を目途にご意見を幹事のほうに提出していただければと思います。
辻委員	ありがとうございます。
梅崎会長	引き続きまして、酒向特別委員、どうぞ。
酒向特別委員	先ほどのOECMについては、環境省関連のほうで認定しているので、少し補足説明をさせてください。 今おっしゃっていただいたように、県内でOECMの認定をしているところがあります。今、自然共生サイトという形で認定されているんですが、今後県内でも企業ですとかNGO、または自治体が共同して自然を管理していけるようなところを認定していきたいと思っております。 私たちも直接そういった関係団体に呼びかけているんですが、やはり長野県さんとの協働というのが非常に重要だと考えておりまして、今後も引き続き長野県さんと協働しながら、そういった地

梅崎会長	<p>域を増やしていかれるように働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、本日の議事を終了し、議長の務めを終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。</p>
司会	<p>梅崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は7月末を予定しております。日程については現在調整中ですので、改めてご相談させていただきます。 本日は、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。</p>